

北上市告示甲第49号

北上市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成27年北上市告示甲第35号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年6月5日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前					改正後					
（委託料の支払） 第10 委託料は、毎年度半期に分けて支払うものとする。ただし、<u>小規模施設加算分</u>、保育体制充実加算分及び就労支援型施設加算分にあつては、事業の完了後に1年度分を支払うものとする。 2 [略] 別表（第8関係）					（委託料の支払） 第10 委託料は、毎年度半期に分けて支払うものとする。ただし、保育体制充実加算分及び就労支援型施設加算分にあつては、事業の完了後に1年度分を支払うものとする。 2 [略] 別表（第8関係）					
区分			単価	算定単位	区分			単価	算定単位	
(1)基本分	平日	教育時間前後4時間以内	<u>440円</u>	[略]	(1)基本分	<u>年間延べ利用児童数</u> 2,000 <u>人を超えの施設</u>	平日	教育時間前後4時間以内	<u>480円</u>	[略]
	長期休業日	4時間以内	<u>440円</u>				長期休業日	4時間以内	<u>480円</u>	
		8時間以内	<u>880円</u>					8時間以内	<u>960円</u>	

(2) 休日分	8 時間以内		<u>800円</u>	
(3) 長時間 加算分	[略]			
(4) <u>小規模施設加算分</u>			<u>1, 600, 000円</u> <u>÷ 平日の年間</u> <u>延べ利用幼児</u> <u>数－8 0 0円 (</u> <u>10円未満切捨</u> <u>て)</u>	
(5) [略]				
(6) [略]				

備考 1 [略]

2 小規模施設加算分は、平日及び長期休業日における市内及び市外に居住する幼児の年間延べ利用者数が2,000人以下の幼稚園等に加算する。

	<u>年間延べ利用児童数</u> <u>2,000人以下</u> <u>の施設</u>	<u>平日</u>	<u>教育時間前後4時間以内</u>	<u>1,760,000円</u> <u>÷平日の年間延べ利用児童数</u> <u>－440円（10円未満切捨て）</u>
		<u>長期休業日</u>	<u>4時間以内</u>	<u>440円</u>
			<u>8時間以内</u>	<u>880円</u>
(2)休日分	8時間以内			<u>880円</u>
(3)長時間加算分	[略]			
(4) [略]				
(5) [略]				

備考 1 [略]

<u>3</u> 小規模施設加算分は、単価に平日の年間延べ利用 幼児数を乗じて得た額とする。	
<u>4</u> [略]	<u>2</u> [略]
<u>5</u> [略]	<u>3</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	